

【社会保険等とは？】

社会保険等とは、以下の保険を総称したものです。

健康保険 : 労働者が病気やけがをしたとき、出産や死亡したときに必要な給付を行う制度

厚生年金保険 : 労働者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに年金や一時金の支給を行う制度

雇用保険 : 労働者が失業したなどの場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行う制度

【各保険の加入条件について】

次の事業所は、法令の規定により各保険の加入が義務づけられています。現在、社会保険等に未加入の事業者様は、早期加入をお願いします。

<健康保険及び厚生年金保険>

- ・すべての法人事業所（被保険者1人以上）
- ・個人事業所（常時5人以上の従業員を雇用している場合）

※5人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務等の事業所は、強制適用事業所から除かれます。

※強制適用事業所以外の事業所（任意適用事業所）でも、従業員の2分の1以上が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合には加入することができます。なお、認可された場合は、従業員全員が加入することとなります。

<雇用保険>

- ・原則として業種や事業規模等のいかんを問わず、労働者を1人以上雇用する事業

※個人経営の農林水産業（農業用水供給事業、もやし製造業を除く。）で、雇用している労働者が常時5人未満の事業は、暫定任意適用事業となります。

※暫定任意適用事業であっても、雇用する労働者の2分の1以上が加入を希望するときは、労働局長に任意加入の申請を行わなければなりません。なお、認可された場合は、加入に同意しなかった労働者も含め、すべて被保険者となります。

※本紙は、社会保険等の加入条件に関する基本的事項を示したものです。

社会保険等の詳細な適用関係、加入方法等については、健康保険及び厚生年金保険にあつては管轄の年金事務所、雇用保険にあつては管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。